

大分県報

平成三十一年
号外（二七）
三月二十九日

（金曜日）

目次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一
大分県議会議員選挙の各選挙区における選挙運動に関する支出金額の制限額……………一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による平成三十一年三月二十八日現在で大分県議会議員及び大分県知事選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
一九、四六九人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二二一、六七六人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一三三、二二六人

大分市	一三三、二二六人
別府市	三三、六三三人
中津市	二三、〇四九人
日田市	一八、四一七人
佐伯市	二〇、六五八人
臼杵市	一一、一三〇人
津久見市	五、二一九人
竹田市	六、四一〇人
豊後高田市	六、四四二人
杵築市	八、四〇六人
宇佐市	一五、八八九人
豊後大野市	一〇、四五一人
由布市	九、六九〇人
国東市・姫島村	八、八四二人
日出町	七、八九二人
九重町・玖珠町	七、一二二人

大分県選挙管理委員会告示第四十八号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙の各選挙区における選挙運動に関する支

出金額の制限額は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

大分市	六、四三二、七〇〇円
別府市	五、五二五、一〇〇円
中津市	五、八一三、一〇〇円
日田市	五、四二八、六〇〇円
佐伯市	五、六一四、六〇〇円
臼杵市	五、二八五、七〇〇円
津久見市	五、一九九、六〇〇円
竹田市	五、四九六、一〇〇円
豊後高田市	五、五〇三、九〇〇円
杵築市	五、九九三、〇〇〇円
宇佐市	五、二一八、八〇〇円
豊後大野市	五、二〇一、二〇〇円
由布市	五、一〇六、四〇〇円
国東市・姫島村	六、一〇一、五〇〇円
日出町	五、八六五、〇〇〇円
九重町・玖珠町	五、六七三、三〇〇円